

令和8年度 山武市採用予定人数・受験資格等

募集職種	採用予定人数	受験資格	試験内容
一般行政職上級	10人	平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。 平成17年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した方(令和9年3月までに卒業見込みの方を含む。)	択一式一般教養適性検査
一般行政職初級	5人	平成17年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。	択一式一般教養適性検査
土木上級	3人	平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。 平成17年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した方(令和9年3月までに卒業見込みの方を含む。)	択一式専門適性検査
※1 土木上級(経験者)		昭和61年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、直近5年間(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)のうち3年間以上の期間「土木に係る民間企業等での職務経験」を有する方	択一式専門適性検査
土木上級(有資格者)		昭和61年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、「1級もしくは2級土木施工管理技士」または「測量士」の資格を有する方	択一式専門適性検査
土木初級	3人	平成17年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。	択一式専門適性検査
建築上級	3人	昭和61年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。 平成17年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した方(令和9年3月までに卒業見込みの方を含む。)	択一式専門適性検査
建築上級(有資格者)		昭和61年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、「1級もしくは2級建築士」または「1級もしくは2級建築施工管理技士」の資格を有する方	択一式専門適性検査
※2 建築上級(経験者)		昭和61年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、直近5年間(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)のうち3年間以上の期間「建築に係る民間企業等での職務経験」を有する方	択一式専門適性検査
電気上級	3人	昭和61年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。 平成17年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した方(令和9年3月までに卒業見込みの方を含む。)	択一式専門適性検査
※3 電気上級(経験者)		昭和61年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、「第一種電気主任技術者」、「第二種電気主任技術者」、「第三種電気主任技術者」、「エネルギー管理士」、「1級電気工事施工管理技士」、「建築設備士」、「技術士(電気電子部門)」または「技術士補(電気電子部門)」の資格を有する方	択一式専門適性検査
電気上級(有資格者)		昭和61年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、直近5年間(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)のうち3年間以上の期間「電気設備に係る民間企業等での職務経験」を有する方	択一式専門適性検査
電気初級	3人	平成10年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。	択一式専門適性検査
社会福祉士	2人	昭和51年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、社会福祉士の資格を有する方または令和8年度に実施される試験で社会福祉士の資格を取得見込みの方	択一式専門適性検査
保育教諭	2人	昭和56年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方で、保育士資格および幼稚園教諭免許を有する方または令和8年度に実施される試験で保育士資格および幼稚園教諭免許を取得見込みの方	択一式専門適性検査
保健師	2人	平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、保健師の資格を有する方または令和8年度に実施される試験で保健師の資格を取得見込みの方	択一式専門適性検査

※1 山武市土木上級(経験者)の詳細については、次のとおりです。

- ① 「土木に係る民間企業等での職務経験」として認める要件は、民間企業、自営業、公務員等における土木工事等の専門職としての従事経験(施工計画、工事監理、施工管理、測量等)がある方です。
- ② 職務経験期間は、正社員、正規職員およびフルタイム会計年度任用職員であった期間に限ります。なお、派遣社員、臨時・非常勤の社員・職員、アルバイトおよびパートタイム会計年度任用職員の期間は含めません。
- ③ 1年以上継続した職務経験が複数ある場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。
- ④ 休職、休業期間は、職務経験期間から除くものとします。

※2 山武市建築上級(経験者)の、経験者に係る受験資格の詳細については、次のとおりです。

- ① 「建築に係る民間企業等での職務経験」として認める要件は、民間企業、自営業、公務員等における建築工事等の専門職としての従事経験(建築設計、工事監理、施工管理等)がある方です。
- ② 職務経験期間は、正社員、正規職員およびフルタイム会計年度任用職員であった期間に限ります。なお、派遣社員、臨時・非常勤の社員・職員、アルバイトおよびパートタイム会計年度任用職員の期間は含めません。
- ③ 1年以上継続した職務経験が複数ある場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。
- ④ 休職、休業期間は、職務経験期間から除くものとします。

※3 山武市電気上級(経験者)の受験資格の詳細については、次のとおりです。

- ① 「電気設備に係る民間企業等での職務経験」として認める要件は、民間企業、自営業、公務員等における電気設備工事等の専門職としての従事経験(計画・設計、施工監理等)がある方です。
- ② 職務経験期間は、正社員、正規職員およびフルタイム会計年度任用職員であった期間に限ります。なお、派遣社員、臨時・非常勤の社員・職員、アルバイトおよびパートタイム会計年度任用職員の期間は含めません。
- ③ 1年以上継続した職務経験が複数ある場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。
- ④ 休職、休業期間は、職務経験期間から除くものとします。

◎ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条に規定する「欠格条項」に該当する者

*平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)も欠格条項に該当します。

*保育教諭の受験者については、地方公務員法第16条および学校教育法第9条に規定する「欠格条項」に該当する者

令和8年12月25日までに施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)」(以下「子ども性暴力防止法」という。)に基づき、子ども性暴力防止法の制度対象となる業務(認定予定を含む。)に従事する場合、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、子ども性暴力防止法に基づき、制度対象の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、制度対象となる業務に従事する可能性のある人に対し、採用までの間に書面等により特定犯罪の前科の有無を確認します。